

現代ニュージーランド社会における政治文化の考察

高橋 康昌¹⁾

On the Polical Culture of Contemporary New Zealand Society

Yasuaki TAKAHASI¹⁾

Abstract

The objective of this paper is to analyse the political culture of New Zealand. Generally, the social matters of a country is deeply influenced by its culture and social way of life. Culture is a combination of the recognition and behavior, which in turn are based on values and emotional symbols. Accordingly political culture refers certain political values —political opinion, attitude and ideology— and political action which is channelized via emotional symbol. In this paper, I regard New Zealand's political culture and social trend as the most important factor to analyse the political matters and social changes. Though there are, of course, many other factors that should be considered, I maintain that these issues directly affected the formation of recent political policy of New Zealand.

Key Words: Political culture, New Zealand

はじめに

ニュージーランドが大国なのか、それとも小国なのかについては、おそらく見る者の視点によって異なると云はねばならない。南太平洋の小さな島国からすれば、それはもう見上げるような大国なのだが、地球的規模の政治・経済に影響を与えるような大国間のダイナミズムからすれば、ニュージーランドは南海の小国にすぎない。

本稿では、南太平洋の先進国としてのニュージーランドがこの地域の島興国に対してどのような位置や役割を担っているかを論じることを目的としているわけではない。本稿の目的は、国家の規模という概念を超えて、ニュージーランドが現代先進諸国に対して提示してきた注目すべき政治・社会政策の基礎、換言すれば、文化的基礎を検討することにある。

私見によれば、およそ現代先進国家群のうち、ニュージーランドほど多くの政治・社会的実験と先駆的試行を繰り返してきた事例は他に無いと思われる。ひとつの事例をあげるならば、一昨年（1993年）は、この国の婦人参政権の確立100周年であった。19世紀末より、この国は、先進国と称されるいづれの国々よりも果敢に政治的自由、社会的平等、価値配分の均衡、諸人種間の融和と文化的調和を実現しようと努めてきた。その

1) 群馬県前橋市荒牧町4-2 群馬大学社会情報学部

Faculty of Social and Information Studies, Gunma University, 4-2 Aramaki, Maebashi, Gunma, Japan

いくつかは、すぐれた成功例として歴史に記憶されるべきであろう。これらの諸点において、ニュージーランドの成果は、わが国の政治政策の指針となるべきものを多く含んでいる。

しかしながら、後述するとおり、以下の諸点についても留意しなければならない。すなわち、70年代にはじまる世界的経済環境の変化は、この国の経済・産業を直撃し、これに対応する過程の中で、新たな——あるいは伝統的回帰と云うべきかもしれない——政策展開がはじまりつつあるという側面である。それらも含めて、本稿では、現代ニュージーランド社会の政治文化を考察することとしたい。

I. 政治文化の形成

(1) 政治文化概念の画定

本稿では「文化」という用語を各所で多用している。実は、周知のとおり、文化という言葉の概念規定ほど多岐に分かれるものはない。したがって、ここでも、あらかじめいかなる意味でそれを用いているかを明らかにしておこう。本稿では、この用語を必ずしも非常に限定的な内容に閉じ込めているわけではない。いづれかと云えば、一般的に行使されている概念、つまり一定の人間の有機的集合体、たとえば、地域住民、民族、共同的集団、あるいは広く国民等の中に共有化されている価値意識とそれにもとづく生活行動の形態を指している。したがって、それは、教養や知性の態様を重視する古典的「ドイツ文化概念」ではなく、多様な形態の生活価値観に着目するイギリス近代人類学の視点に近い。いわば、本稿では、文化という概念を内面の意識や認知の体系、価値意識、信念体系あるいは情動的象徴体系にもとづく行動や生活形式一般として理解している。このような理解が、いづれの場合にも妥当する一般性を有しているとは必ずしも云えないが、社会行動を文化論的側面から把握する道具概念としては、語の本来の意味から大きく逸脱するものではないと判断している。

さて、以上のような前提から、政治文化の意味に一定の枠組を設けるとするならば、それは、文化的に諒解された社会的価値観と社会行動が政治的諸現象の過程を通じて溝条化された意識（意見・態度・イデオロギー）およびそれにもとづく行動の「束」として立ち現われたものと云えるであろう。多くの社会研究者が、「政治的特性」という言葉を使用する際、そこに前提として構想されている理念は、概ね特定の集合体において画定された政治文化を指していると判断される。それは、本稿において使用している概念と概ね一致する。

(2) 政治文化の基礎

多くの人々が思い描いている牧畜国ニュージーランドのイメージは、19世紀中葉の建国時代以来成立したものではない。はじめ、この国は（当時アオテアロア＝白い雲の流れる地、という意味のマオリ語で呼称されていた）、世界的ゴールド・ラッシュを背景として金鉱開発者・労働者の入植からはじまった。この国の古都ダニーデンは、その郊外オタゴ地方のゴールド・ラッシュに伴って発展し、拡大した街である。それは、19世

紀の後半、60年代のことであった。牧羊飼育が本格化するのは、80年代の食肉冷凍船がイギリスに向けて就航した時期からである。この国における農牧業は、当初より安易におこなわれたわけではない。この国の気象条件は酷寒酷暑ではないが、必ずしも農業に適した陽光温暖の地ではない。とりわけ北島南部から南島にかけては、南極からの風が吹き抜け、不安定な気象で「一日のうちに四季がある」とさえ云われる。植物生態もシダ類が多く、地味は必ずしも豊かではない。この国の大農業地帯カンタベリー平野では、農場を作るために、まず、地中の石（大、小さまざま）をとり除くことから始めねばならなかった。

しかしながら、19世紀末から20世紀前半にかけて、イギリス各地から入植した農民たちは、困難な自然条件を克服して農牧業国家の基礎を築いた。この国では、いまま北島パーマストーン・ノースの農業地帯に建てられたマッセイ大学農学部と南島カンタベリー平野の中央に設立されたリンカーン農業大学の草地学、牧草学は世界最高の水準で、日本をも含む世界各地からの研究者、留学生が集まり、この国の誇りとなっている。今日、ニュージーランドを訪れる人々が眼にする広大な農牧地の果てしなく広がる沃野は、いづれも今世紀前半から中葉にかけて形成された風景であり、それはニュージーランド農民の不屈の努力の歴史である。

さて、われわれは、このような史的経過の中から、ニュージーランド文化のきわめて注目すべき特性を見出すことが出来る。それは、本来彼等が背を向けて渡ってきた母国イギリスの政治文化の中には見出されない“均質的な志向性”である。たとえば、この点についてA・D・ロビソンは「いくつかの国、たとえばフランスやイタリーでは、イデオロギーの分化に伴い、政治文化は著しく分散する傾向をみる事が出来る。それに対して、ニュージーランドでは、政治的信条や信念、政治的象徴形成に関して、国民大多数の間に非常に高い一致性の傾向をみる事が出来る。おそらく、ニュージーランド国民の間にみられるこうした合一性の志向は、他のどの国よりも強いかもしれない」（ROBINSON, 1985, p13）と指摘している。そのパラドキシカルな理由は何か、についてはのちに他の諸問題とまとめて検討することとしたい。さらに現象的な事項をとりあげておくこととしよう。

ニュージーランドは、近年日本においてもようやく徐々に知られることとなりつつあるが、政治的自由と平等、性差による不平等の廃止、社会的福祉の拡充による弱者保護等の諸問題に関する非常な先進国である。さきにも記したとおり、女性参政権の導入に関しては、世界最初の国家という栄光を担っている。因みにいくつかの重要な事例を紹介するならば、以下のとおりである。

- 1856年 普通選挙制の導入
- 1893年 女性投票権の確立
- 1894年 労働争議調停仲裁法制定
- 1898年 老令年金法制定
- 1906年 寡婦年金法制定
- 1938年 社会保障法制定

上にみるとおり、多くの資本主義国家にとって、そのひとつひとつが巨大な政治課題であり、また今日、多くの発展途上国においてはなお実現されていない課題を、ニュージー

ランドはすでにその大半、19世紀の間に実現している。したがって、こうした政治政策に関するかぎり、当時ニュージーランドは世界最先進国であった。改革者セドンが首相であった世紀の転換期、ニュージーランドには、世界各国から社会改革運動家、労働運動指導者、自由主義者、民主政治家がそこに範を求めて来訪した。

事例としてではあるが、ここに紹介したものはいずれも過去に属するものである。しかし、これらの政治的志向は、いまなおニュージーランド政治社会の基本的ファクターとなっており、社会保障制度に関するかぎり、世界的にも、もっとも完備した国家である。むしろ、そうした制度的完成が却ってこの国の経済社会にとって重圧となりつつある程であることは指摘しておかねばならない。また、1980年代後半、国際政治に大きなインパクトを与え、対米関係を疎遠なものとした徹底的な“非核政策”、フランスとの間を国家的対決関係にまで緊張化させた環境保護運動は、ニュージーランド社会の政治文化を反映するものであった。つまり、19世紀末から今世紀初頭にかけて形成された平等あるいは政治的均衡を志向する価値意識は、さまざまな問題に直面しているにせよ、現代ニュージーランド社会における政治文化として、いまなお機能し続けていることを認めなければならない。

(3) 宗教理念と理想主義的志向性

1929年のウォール・ストリート・パニックにはじまる世界大恐慌の波は、ここニュージーランドにも大波として押し寄せた。農産品の国際市場価格下落によって、農村も都市も大不況と深刻な失業問題に直面した。1938年制定の社会保障法は、35年に成立したマイケル・サベージ第一次労働党政権によるものであった。しかしそれは、労働党個有の政策というよりも、この国の前世紀以来続く平等志向性および弱者に対する社会互助的福利観念が基礎となっている。

改めて云うまでもなく、自由主義経済の発展は、個人あるいは企業の自由な営利活動を保証することを前提としている。しかしながら民間セクターの自由な経済活動は、時に富の格差を生み出すことはもとより、不況期には低賃金と失業、ひいては犯罪多発など社会病理現象を惹起する。この点に関しては、ニュージーランドもまた例外とは云えないが、こうした現象に対する適確で迅速な対応は、他の自由主義国家にとって有意義な先例として理解されるかもしれない。ここで、すこし長いが、この国の政治史学者B・グスタフソンのコメントに耳を傾けてみよう。

「1919年の最初の選挙以来、この国の社会主義は、マルクス主義よりもむしろ人道主義的自由主義やフェビアン主義の色彩を帯びていた。プレスビテリアン派の牧師であったアーノルド・ノードマイヤーは、労働党のリーダーに指針を与えた理想主義、そして彼等に感動を与えた人動主義は、必ずしもキリスト教教義に拠っているわけではないが、それは疑いなくキリスト教の本質に根ざしたものであった、と述べている。このように、サベージは、第一次労働党政権の社会保障政策をキリスト教的実践であると述べ、ナッシュは常に地上にキリストの王国を実現しようとしている人間を演じていたし、ロンギはいきいきとしたメソジスト特有の語法で愛と和解という彼の信条を説いたものであった」(GUSTAFSON, 1985, p144-145)。

本来、文化という概念はその原因を探ることにより根拠や本質を理解するものではない。つまり、文化は、因果律に馴染まないものであるから、“何故そのような文化が成

立したのか”という問いには深く拘泥すべきではない。それは、アン・ジッヒに“そのようなもの”として認識するのが妥当と云えるであろう。本稿でもその原則を受容するにやぶさかではないのだが、グスタフスの指摘するように、文化の明確な出自が認められる場合には、それを手がかりとして社会システムを把握することは許されるであろう。グスタフスは、ニュージーランドにおける政治文化としての理想主義や衡平・平等、社会的互助観念は、キリスト教ユマニズムと福音主義に根ざすラジカリズにもとづいていると判断している。この国の労働党が、社会主義イデオロギーを実践理念としているかどうかについては、別の機会に長い議論を試みなければならないであろう。グスタフスは、社会主義ではなく、フェビアンイズムに、それとてもより基層的意識として宗教的愛と和解の精神にこそ、この国の政治文化の出自を求めよう説いている。筆者は、グスタフスの指摘をまことに適切なものと評価する。そして同時に、それらの政治文化的基礎は、ニュージーランドにおけるあらゆる政党・党派に共通する文化内容であり、母国イギリスに淵源する温健なフェビアン協同主義と理想主義的互助社会の理念は、いまなおこの国の平等主義的イデオロギーの根幹をなしていると考えられる。

因みに、現労働党の綱領の中から、そのようなフィロソフィーを示す条項を抜抄することとしよう。

「人はすべて、財産や社会的地位に関わりなく、あらゆる社会的、経済的、文化的、政治的および法的諸問題に対して平等に参加する権利を持ち、民主的な問題の処理に常に関与することが出来る」

「党は、人々のために、国内のあらゆる生産とサービスの正当な分配を保証する」

「党は、民主社会主義の原則と目的、経済社会的協同主義にもとづき、民衆の啓蒙をおこなう」(NEW ZEALAND LABOUR PARTY, 1984, p3)。

(4) 均衡と平等—政治文化の成立

史実の上から見ても、ニュージーランド政府と社会は、19世紀の段階から、社会経済的均衡、富の平準化、そして社会的弱者への深い配慮と救済措置、社会的安定に非常な努力を集中し、これらを政治的ターゲットとしてきたことが認められる。改めてここに強調するならば、均衡と平等という社会的に共有された価値観は、この国における政策形成と政治的合意の基礎をなしていると判断される。

筆者の見解によれば、1990年代のロシアと東ヨーロッパ諸国における経済的解体に端的に示されているように、自由主義への移行は、必ずしも平穏なものではない。社会主義の長い経験を有する国家でさえ、生産システムの維持、富の適正な分配に失敗し、社会経済的パニックに落ち入る場合が多い。あるいは、先進的自由主義国家の場合にも、自由主義社会特有の富の格差、失業、生産と金融システムの混乱など諸社会経済的病理現象を伴いがちである。もとより、ニュージーランドにおいても世界経済の変動期には、相応の混乱と病理現象に直面した。しかしながら、20世紀におけるいくつかの顕著な激動期においても、他の自由主義経済圏にみられるような社会崩壊、ファシズムへの転換を避け、深甚な社会破綻を回避した理由は、前記の社会システムがそのバックアップ機能を果たしたことによる。この国における政治文化は、その社会システムを有効に作動させることに決定的な意味を持っていた、と筆者は判断する。

Ⅱ. 複合文化の成立

(1) 文化的多様性

ニュージーランドの文化状況を理解することは必ずしも容易ではない。それは、この国の人種の多様性に一因を發することは云うまでもない。事実関係を確認するために、まず、この国の人種構成数値を紹介しておこう。(NEW ZEALAND OFFICIAL YEAR BOOK, 1993, p79-81)

人 口 (全)	3,373,929
ヨーロッパ系	2,859,825 (79.1%)
マオリ	323,493 (9.7%)
太平洋島嶼人	123,183 (3.8%)
中国人	37,689 (1.1%)
インド人	26,979 (0.8%)
フィジー人等	2,760

前章においては、ニュージーランド社会における均衡と調和、平等という価値意識の面を強調した。しかしながら、70年代にはじまる深刻な経済的停滞は、ニュージーランド社会に伏流となっていたさまざまな社会的矛盾を顕在化させはじめている。とりわけ、その重大なケースとして人種問題があげられる。多くの場合、それぞれの人種は相応の文化的特性を伴っているため、人種的対立は文化的亀裂に至るものである。

これまで、ニュージーランド社会における人種問題を分析してきたH・ゴールドは、つぎのような人種的分類に伴う社会事象の分析表を紹介しつつ「マオリと太平洋島嶼人は、ニュージーランドの全人口のうち12パーセント程度を占めるにすぎないが、ヨーロッパ系ニュージーランド人と比較すると、収入、職業、教育、社会的地位、失業などの面で著しく不利な立場に置かれている」(GOLD, 1985, p2-3)と述べている。つぎの表は85年に調査作成されたものであるため、資料的には若干アウト・オブ・デイトのきらいはあるものの、その後の経緯は、ほとんどこの実態を変えていないと判断される。

	失 業	肉体労働	高収入者	義務教育以上の経験者
ヨーロッパ系	3.5%	44.9%	10.7%	39.6
マオリ	14.0	81.9	3.9	15.2
太平洋島嶼人	10.3	85.5	2.0	16.7

たしかに、このような数値が、ニュージーランドの社会的調和、政治システムの解体という事態にまで至っているとは云えない。しかしながら、長期的な経済不況は、この国の人々の在来的価値観に、徐々にではあるが、異和的な思考、反社会調和的行動を産み出す契機となる可能性は高い。これまでも、マオリの失業率の高さは、絶えず各界で問題とされてきた。また、人が社会参加の際、いかなるポジションを与えられ、その社会的役割を担うかは、教育経験に大きく依存する。筆者は、したがって、上記の表のうち、教育経験の落差にすどく注目しなければならないと考える。

上記の表示では、すでに「教育」「職業」「収入」の3項目が、おたがいに連鎖的關係を構成していることが諒知される。つまり、低い学歴が、職業選択の内容を限定し、したがってそれに対する報酬も低位となる。それは、おそらく次の世代の子供たちに対する教育投資をも低いものとするであろうから、この循環過程は、これを放置するならば、固定的なものとなり、やがて近い将来、人種的落差とそれに伴う政治文化の解体という危険な段階に発展する。

(2) 複合文化のダイナミクス

この国を訪れる誰もが最初に気付くことは、空港やターミナル、公共建造物にマオリ彫刻や紋様が多く使われていることである。さきに示したとおり、マオリの人口は10パーセントに満たない。しかし、この国においては、ニュージーランド文化を代表するものとしてマオリ様式が各所、各場面で使われる。高位の外国人を迎える場では、必ずマオリによるマオリ式歓迎行事が催される。実際の人種の人口比以上に複合文化を感じさせるのがニュージーランドの現実であろう。

この国における兩人種の法的統一は、1840年のワイタンギ条約締結にはじまる。同条約は僅か3条からなる簡明な条約であるが、その第二条には、

米国女王は、ニュージーランドの首長、部族およびその個々の家族と個人に対して、彼等が集団もしくは個人として所有しており、かつ従前どおり所有することを欲している土地、資産、森林、漁場、その他の財産を完全かつ排他的に、いかなる妨げもなく所有することを認め、保証する。

と明示されている。筆者は、いかなる場合でも異民族支配の正当性を容認するものではないが、史上多くの地で、とりわけ19世紀帝国主義的植民地支配の進行期に、このような条項を含む支配契約が設けられたこと背景には、人種的調和の意識が相応にはたらいていたことを認めなければならない。以後の経緯は、ここでも植民地にあり勝ちな無頼者の流入と違法行為の横行、内乱（通称マオリ戦争）を経験したが、その回復にニュージーランド政府は、誠実であったと総括してよい。ニュージーランドでは、いまなお、ワイタンギ条約締結後、白人たちに違法に奪われた土地の所有権をめぐる紛争が続いている。ニュージーランド政府は、こうしたケースに対応するため、「ワイタンギ審判所」あるいは「土地問題裁判所」を設け、マオリの権利回復のための努力を続けている。その際、とりわけ注目すべき点は、本案件が兩人種間の対立・抗争に発展しないよう法・制度的に配慮しつつ、その解決を模索していることである。ここにも調和と均衡の原理がはたらいている。

(3) AOTEAROA と NEW ZEALAND

1990年のニュージーランド読書界のベスト・セラーは、首都ウェリントンの大学ヴィクトリアの社会学教授R・ヴァジルの「Biculturalism」であった。その副題は「アオテアロアとニュージーランドの融合」（高橋訳）である。ヴァジル氏はインド人である。「だからこの国の文化構造がよく見える」と彼は、筆者に語ったことがある。氏は、

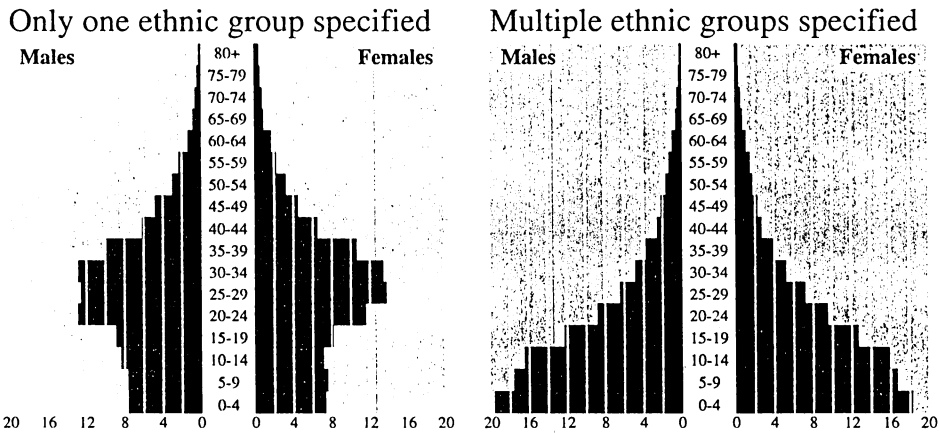
文化融合という視点から、パケハ（ヨーロッパ系ニュージーランド人の総称、多義的な概念だが、今日では白人という程の意味で使われている）に対して、重要な文化論的提言を試みている。同時に、パケハの側の押し隠された心理的屈折をも明るみに引き出している。それは、たとえば次のような指摘にあらわれている。「パケハは、実のところこれまで、マオリが所有出来るものと出来ないものについての明確なアイデアを持ち得なかった。パケハのおそれていることは、マオリの要求はどんどんエスカレートして、やがてはパケハの重大な利害に関わり、これまでパケハがこの国で築き上げてきたすべてを奪おうとしているのではないか、ということであった」（VASIL, 1990, p42）。それは、おそらく誤解に近いものと云うべきかと思われるが、同時にそのようなパケハの深い懸念を解消させるためにも、つぎのような努力が必要だとヴァジル氏は云う。「パケハがマオリの文化や生活様式を正しく理解し、それを評価することが出来るようにマオリの言葉を習得することは望ましい……それは、お互いに、敬意と理解を深め、二つの人種を平和にそして調和をもって共存させるものとなろう」（VASIL, 1990, p12）。この指摘は、文化論的視点からも、きわめて意味深いものであるように思われる。言語は、異文化社会理解のためのもっとも重要な切り口であることはもとより、その言語自身のうちに、文化集団の共有する価値観がこめられているからである。

ニュージーランドでは、古来より居住するマオリはもとより、のちにこの地に移住してきたすべてのヨーロッパ人、アジア人、太平洋島嶼人は、英語を駆使し、公用語であるとともに日常生活用語として使っている。しかしながら、さきに述べたとおり、パケハの側では、ごく僅かの挨拶用のマオリ語（単語）を発するだけで、ほとんどマオリ語を理解していない。かりに、ニュージーランド政府が法・制度的側面において、あるいは経済政策等の諸施策を通じて、マオリの利害を優先化し、失われた権利回復に努めているにせよ、両者のあいだの文化的相互交換性という点においては、疑いもなく跛行的であることは否定し得べくもない。

以上は、ニュージーランド社会における文化的亀裂に着目して考察を加えたものである。しかしそのことは、ニュージーランド社会の文化的状況を否定的な視点から捉えたものではない。ヴァジル氏の適確な指摘は有意義であるが、さまざまな社会事象を総合的に考慮するならば、分裂よりも統合を、対立よりも調和と融合を志向しているのがニュージーランドの政治と社会であると理解される。つまり、多元的なエスニック・グループの価値意識が交差し、複合的文化状況が社会的均衡と平等という政治文化を支えている側面をとくに重視しておきたい。

この節を終えるにあたり、きわめて注目すべきグラフを紹介しておきたい。それは、ニュージーランドにおける年齢別人口分布表である。多くのカテゴリーのなかから、ここでは、ひとつのエスニックに属する人たちの年齢別分布と複数のエスニックに属する人たちの同分布を比較したものである。（DEPARTMENT OF STATISTICS, 1993）

前者は中年層を中心にして人口の膨らみが見られるが、後者、つまり複数の人種的系譜を持つ人は、とりわけ若年層に累積的に拡がっている。すなわち、ピラミッド型の分布状況を示しているわけである。これによって、必ずしも速断してはならないが、物理的（生理的）な人種的融合と文化的統合が進行する可能性を展望し得るかもしれない。



(4) パケハにおける困惑

この章を終えるにあたり、いまひとつ付け加えておかねばならない“事情”がある。それは、白人たち、つまりパケハたちの内心にある困惑感である。

さきにも紹介したとおり、ニュージーランドは、世界でもっとも早い時期から社会保障、福祉、男女の性差別廃止、弱者保護等を通して均衡・調和と平等的社会価値を形成してきた。しかしそれは、政策化した場合、いきおい大きな税負担を国民に強いることとなる。70年代終りから80年代、90年代を通じて、ニュージーランド経済は停滞と激動のさ中にある。行政改革、社会経済改革等の問題は本稿の対象ではないため、論述は他の機会に譲らねばならないが、80年代後半から90年代にかけて、ニュージーランド政府は、経済活性化のためにきわめて多くの変革に着手した。それにもかかわらず、世界的にも高水準の福祉体制を維持するには、とりわけ、中・高所得層に大きな税負担を強いることとなる。因みに紹介するならば、この国の平均的中産層以上の所得税負担は、年収の33パーセントである。これに約3パーセントの地方税（通称“rates”という）を加算すると36パーセントとなる。さらに、この国の消費税（GST）は12パーセントであるから、これらを合算すると50パーセント近い税負担率となる。

ゴールドの作成したさきの表によれば、マオリを含む有色人の社会・経済的レベルは明らかに低位にある。したがって、パケハの側の意識には、これらのエスニック・グループをヨーロッパ系ニュージーランド人が経済的に支えているという重圧感、具体的には重税感が頭脳をよぎることとなる。経済的停滞、不況が長期化するほどに、このような負担の重圧感はパケハの側に不満と焦燥感を増大させる。重大な問題点は、ここにある。すなわち、経済の分野において、過度な負担は——それが事実であるか否かを超えて——社会的公平感覚に矛盾する。こうしたバランス喪失感は、文化的共有意識と政治文化の変容をもたらす可能性がある。

ニュージーランド政府は、経済的困難にもかかわらず、福祉機能と文化的共同性を政策的に維持しつつ、あらゆるエスニック・グループの要求を調整し、社会的均衡を求めなければならないという難局に直面している。これまで述べてきたような問題の困難な“質”を考慮するならば、この国の政府ほどデリケートでむづかしい課題に直

面している事例は他にすくないかもしれない。日本を含めて、世界の多くの国々が、その内部にエスニック・グループの共存という今日的課題に直面せざるを得ない世界的状況を念頭に置かならば、この面でもニュージーランドの対応と諸施策は、有意義な事例を提示していると判断される。

結びにかえて

あらゆる事象の本質はその変化律のうちにあらわれる。ニュージーランドの政治文化を考える際、80年代から90年代初頭にかけておこなわれた大規模な改変の意味を検討することは、十分な理由があるように思われる。

これまでも触れたとおり、ニュージーランドは、三度の改革を経験している。最初の巨大な改革は、セドン首相率いる自由党内閣によって1890年代から20世紀初頭にかけておこなわれた社会福祉政策の実現である。第2の改革は、1930年代の大不況時代に労働党政権がおこなった社会保障、産業振興を含む大規模な施策である。端的に示すならば、この二度にわたる改革によって、ニュージーランドは社会保障の最先進国として世界の注目を集める国となった。

さて、第三回目の改革は、前二回に比すると、その内容はきわめて複雑である。80年代後半にはじまるこの度の改革は、政治・行政、経済、社会、教育等の広汎な分野に、詳細かつ同時進行的におこなわれたおどろくべき内容を秘めている。この改革が社会保障、福祉の切り下げを含むものであり、しかもそれは労働党政権の下におこなわれたという点でも瞠目すべきものであった。もとより本稿の趣意は、それらの改革の内容を紹介・論評することを目的とはしていないが、本稿の論旨に沿ってその概略を述べるならば、つぎのようなものである。

政治・行政改革のうち、選挙改革は93年に成立したので、国民党政権下の施策となる。ニュージーランドにおいては現行選挙制度（単純小選挙区制）は正確に民意を反映していないとする批判がこれまでも根強くあり、93年11月、混合議席比例制（小選挙区60議席、比例全国区55、マオリ議席5、計120議席。従来は全議席数99であった）が国民投票（53.8%の支持）によって確定した。また、地方自治制の改革は、88年、行政区分を統合・再編成し、中央政府の権限を大幅に地方行政に委ねることとした。

この度の改革のうち、もっとも大規模におこなわれたものが経済改革である。その内容を単純に列挙するならば、主要な国営企業の大規模な民営化、金融自由化に伴う金融機関の特典廃止と金融規制徹廃、為替自由化、各種補助金制度の廃止、輸出奨励金徹廃、つまり市場経済への大胆な転換である。加えて、所得税（最高額は66%であった）減税と消費税（GST）12パーセントの設定という税制改革を断行した。

教育と医療の改革も、多くのニュージーランド人にとって困惑を感じさせるものであった。教育の中央集権を排し、効率性と地域社会の自由な教育活動を謳っているが、高等教育に関しては“市場経済”の原理を導入し、授業料を無償から有償（年間約2000NZ\$）へと切り換えた。医療においても公的医療機関における患者の有料化と負担増を含む改革がおこなわれている。そのいずれもが、結局、国家支出の削減を伴っている。

以上のように、この度の改革を概観するならば、明らかに従来の方向性と異なる、あ

るいは逆行とも云える内容が見出される。これらを、ニュージーランドの政治文化という視点からどのように理解すべきであろうか。

これまで、ニュージーランドに関するわが国の刊行物のうち、地引嘉博氏の「現代ニュージーランド」は、列伝という形式をとりつつも、ニュージーランドの歴史、政治経済、社会、精神史等をカバーする名著である。氏は、ニュージーランドの改革史をその母国イギリスにおけるJ.ベンサムからJ.S.ミルに至る功利的自由主義に淵源すると主張されている。その論旨を若干長い引用となるがここに引くならば「19世紀のイギリス史は、改革という観点から見れば三つの時期に分たれるであろう……この三つの時代のなかで、真に改革と呼びうるのはベンサムの功利主義およびそれを修正発展させたジョン・スチュアート・ミルの自由主義を指導原理として改革が進められた1830年から1865年までの第二の時期であった。ニュージーランドの建国の時期は、移住者たちの母国イギリスが、まさに右に述べたような改革のさなかにあった時期にあたっており、移住民たちは母国の改革の息吹をニュージーランドにもちこんだのであった」（地引, 1991, p310）と考察されている。したがって、この度の改革も、この国の歴史の最も“よき伝統”の上になされたものであると理解されている。

たしかに事象を広汎かつ長期的視点から把握するには思想史的回帰は一つの有効な方法かもしれない。東ヨーロッパにおける変革、日本の行財政改革、レーガノミクスによるアメリカ合衆国の改革等とほぼ平行的にニュージーランドの改革が進行していることは、世界史的な動向に対応するものと理解されるであろう。そうした諸事情と経緯のなかで、筆者がとくに留意したいと考えている点は、この度のニュージーランドの改革が、ここでも社会的均衡の回復という志向性を貫いていることである。改革の直接的契機が、ニュージーランド経済の難局に対応する諸施策であったことは言うまでもない——ただし、残念ながらそれは十分な経済的成果を伴っているとは言い難いのだが——。それにもせよ、改革の深い契機をなすものが何かを見据えることに、この件に関する本質論があろう。

第2次大戦の終了から1970年代にかけて、とりわけ60年代は、ニュージーランドの歴史において、得意の絶頂期であった。ヨーロッパ、とくにイギリスの食糧庫として、この国の経済は世界的にも注目される繁栄を示した。この間、ニュージーランドでは政治政策のみならず、あらゆる社会・経済的チャンネルを通して福祉的施策の充実・発展を推進してきた。このため、中央政府には、いきおい巨大な財政負担と政策課題が集中し、このため行政肥大と中央集権化が進行した。また同時に、こうした政策によって金銭、社会的便宜などを過剰に享受する社会階層あるいは社会集団が発生することとなった。それらは、すべて繁栄するニュージーランド経済と社会的安定、豊かな公共財政を背景としているため、いかなる意味でも“矛盾”として認識されるものではなかった。

しかしながら、70年代後半にはじめる急激な経済的变化と混沌は、ニュージーランド経済と社会に困難を伴う調和的再編成を迫る性質のものであったにちがいない。さきにみた、第三回目の改革は、前二回の改革と様相を異にし、社会経済的拡大型の変容ではなく、縮小均衡型変化と云うべきであろう。それゆえ、このたびの改革には政府機能の縮小と効率化、国民のさまざまな階層に対する利益と既得権の削減、負担の増大を伴っている。それらに対する数多くの反論や抵抗、失望を産み出したことも事実である。しかしながら、90年代中葉、政治・行政、経済、社会等の広汎な領域に亘る

改革を断行し、ニュージーランド社会は再び調和的安定をとり戻しつつある。経済に関するかぎり、世界的経済環境を前提としているため、容易に昔日の繁栄を回復することは望み得ないが、相対的に社会システムと政治秩序の再編成は進行しつつある。その推移の結果に対しては、本稿の性質上安易に展望すべきではないが、本件に一定の展望を与えるものはこの国の政治文化の態様に他ならない。このたびの改革は、言葉を変えて云えば、この国の政治文化の Capability をはかる Touch stone であったかもしれない。つまり、政治システムのなかに絶えず均衡と調和を再生産する政治文化の強靱さこそが、ここでは注目の対象となる筈である。

引用文献

- DEPARTMENT OF STATISTICS 1993. *New Zealand Official Year Book 1993*. 561pp, Department of Statistics, Wellington.
- GOLD, H. 1985. The social economic setting, In: *New Zealand Politics in Perspective*. (Ed. GOLD, H.), pp. 144-165 Longman Paul, Wellington.
- GUSTAFSON, B. 1985. *Labour Party*, 276pp, Benton Press, Wellington.
- 地引嘉博 1991. *現代ニュージーランド*, 増補版, 326pp, サイマル出版社, 東京.
- NEW ZEALAND LABOUR PARTY 1984. *Constitution and Rules*, 19pp, New Zealand Labour Party, Wellington.
- ROBINSON, A.D. 1985. The political culture. In: *New Zealand Politics in Perspective*. (Ed. GOLD, H.), pp. 13-33, Longman Paul, Wellington.
- VASIL, R. 1988. *Biculturalism*, 45pp, Victoria Univ. Press., Wellington.
- WAITANGI NATIONAL TRUST 1993. *The Treaty of Waitangi, Article Second*, 18pp. Waitangi, National Trust, Auckland.

(Accepted March 10, 1995)